

Title	明治維新直後の長崎
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.10 (1938. 10) ,p.1347(35)- 1381(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19381001-0035
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19381001-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治維新直後の長崎

野村兼太郎

徳川慶喜が大政奉還を請ふて許されたのは慶應三年十月十五日であつた。しかし未だ依然として徳川氏の領土を保持してゐた。その年の十二月十日慶喜に納地を請はしめ、同十四日王政復古を列藩に通知したのであつた。さらにこれを列國公使に通達したのは、翌慶應四年の一月十五日のことである。(一)

中央におけるかうした急激な變化は長崎にあつても急展開を示すやうになつた。當時長崎奉行は能勢大隅守、徳永石見守が十月に召喚され、最後の長崎奉行たる河津伊豆守祐邦が八月十五日に任命され、十月十一日海路長崎に赴任し、これに代つた。長崎にも二派あつた。勤王の志士を以つて組織した土佐の海援隊と長崎の地役人の子弟その他から奉行が組織した遊撃隊(二)とであつた。この兩派が衝突せんとする風説もあり、京都の消息も十分に知れず、長崎の状態は頗る不穩であつた。然るに奉行は慶應四年正月十三日に次ぎのやうな書翰を葡領事ロウレイロに送つてゐる。

「以書翰申入り、然者我國中一二兇暴之諸侯、日本政府を襲撃ニ及びひ段は、定而承知之儀ニ可有之、隨而賊徒等此地(に)おゐて粗暴之舉動可致我之風聞も有之付而者、夫のため自然兩國人民之所持品危険ニ掛ひも難斗、然るに此地之儀者從來商賣之港にして防禦も手薄之儀ニ付、自然非常之儀も有之付節者救援之儀頼入度、此段及頼談ひ、速ニ回答有之度存ひ、謹言」

この書翰が在長崎のすべての領事に對しそれぞれ發せられたものであつたか、又は特に葡萄牙領事だけに送られたものであつたか。もし後者であるとすれば、同領事ジェ・ロウレイロが特に幕府に好意を有してゐたものと解さなければならぬ。本誌前號所載の拙稿「外交文書を通じて見たる幕末の長崎」に述べて置いたやうに、彼は佛蘭西の領事を兼ねてゐた。周知の如く佛蘭西は最も幕府に好意を有してゐた。しかし同時に彼は英國のデント商會の利益を代表してゐたのである。この種の書翰は恐らく全部の領事に發せられたのであらう。少なくとも英國領事に宛て同文の書翰を差出したことは、バスクスミス氏のすでに記述せるところである。英國の答は中立的態度を嚴守すると云ふのであつた。(3) 葡萄牙その他の答は何れも不明であるが、恐らく英國と同様であつたのであらう。しかし如何に急迫せる場合とは云へ、外國に救援を求めたのは奉行の失態であらう。

外國の救援は覺束なく、自己の力に自信のなかつた長崎奉行は翌正月十四日終に長崎退去を通告した。

「以書翰申入り、然者當今國內之形勢ニ付、追々人心致動揺ひ間、土地騷擾無之ため、右様之節は一ト先在勤のもの引上げ様可致旨、兼而命令も有之付間、諸事右差圖ニ隨ひ致歸省就而者、以來貴國民談判之義は、當番年ニ

付、筑前家ニおゐて差向條約之通行、且是迄取扱ひ在任支配向、通辭等は其儘に相殘し置ひ、此段申遣ひ謹言」奉行はかくして米國の汽船に乗つて、長崎を去つたと云ふ。(4) 奉行なき長崎の政務は筑前又は肥前の一藩におゐて處理されず、朝廷から役人の任命さるゝまで、在長崎の諸藩の士と長崎土着の役人の手に依つて行なはれた。すでに奉行退崎後四日、正月十八日その旨各國領事に通達された。薩州藩の松方助左衛門(後の正義)を筆頭に、宮村庄之丞(肥後藩)、栗田貢(筑前藩)、石津藏六(藝州藩)、重松善右衛門(肥前藩)、木内甚兵衛(越前藩)、佐々木三四郎(土州藩)、岩崎浪江(對州藩)、井關齋右衛門(宇和島藩)、石川治部右衛門(島原藩)、服部源五右衛門(平戸藩)、杉江會輔(唐津藩)、稻垣次郎左衛門(大村藩)、奈留帶刀(五島藩)、藥師寺久左衛門(土着)、久松土岐太郎(土着)の十六名が署名してゐる。(5) かくして正月十四日、長崎奉行河津伊豆守の退崎後は長崎會議所でこれ等の人々に依つて外交事務が處理されてゐたが、二月十五日九州鎮撫總督、外國事務總督兼長崎裁判所總督として澤宣嘉の來任を見、こゝに長崎の事務は新政府の受繼ぐところとなつた。町田民部(三郎久成)、井上聞多(馨)、佐々木三四郎(高行)、大隈八太郎(重信)等が専ら外交の事に衝つたのである。かくして明治新政府の外交が始まつたのであるが、名稱その他の變更こそあれ、(6) 實際の事務は從來の地役人に依つて行なはれ、實質上大した變化はなかつたのである。

(註一) 「大日本外交文書第一卷第一冊二五〇頁に「兵庫ニ於テ勅使各國公使ト會見大政復古ヲ報ジタル頗未報告」がある。當時の狀況を覗ふに足る。

(註二) 遊撃隊は慶應四年四月十七日に振遠隊と改稱せられ、石田榮吉、野村要輔の二人がその御用掛に、上原七次、中村六之助の二人が軍曹に、草野庄三郎が教師に任命せられ、英式によりて訓練せらるゝことになつた。振遠隊は之を六中隊に別ち、軍曹二人が長となり、各中隊には中隊令官、半隊令官、分隊令官、嚮導、押伍等の役があつた(長崎市役所編「長崎と海外文化」一六八頁)。こゝに振遠隊の隊員の一人である千布静彌が同じく隊員にして平戸にある村尾三次平に宛てた書面がある。五月十三日付であるが、その中に隊の編成について次ぎの如く述べてゐる。

「隊中之儀も三中隊に相成、御同様二番中隊ニ相成居り候間大慶奉存候、令官も皆々相揃大イニ宜敷御座候、役人左之通り、
 小隊令官 上京東 半隊 澁谷歳 分隊 河井 嚮導 竹林
 右之通、凡相極り居申候間、あらまし爲御知申上候、
打橋 倉田豊 吉富 尊君御同役 池龜高松
 六中隊であつたのが三中隊になつたのか、始めから三中隊であつたのか不明。

(註三) Pake-Smith, "Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days," pp. 175-6. 本書に収録されてゐる長崎奉行書面の英譯は「資料」にあるものと意味は全く同一であるが、英文の構成は全く違ふ。遙かに英文らしい英文である。同書に掲載されてゐる英國領事の返事は次ぎの如し。日付は太陽曆になつてゐるが、太陰曆の正月十四日である。

Sir,

February 7th, 1868.

With reference to your communication of yesterday's date, which was handed to me during the night, I have the honour to inform you that under existing circumstances H. M. Government will observe strict neutrality but at the same time H. M. Ships in harbour will afford protection to British subjects and foreign property in general when necessity may require it.

I have, etc,
 Marcus Flowers.

(註四) 「長崎と海外文化」一六二頁。同書に松方公の談として詳細の記述あり。

(註五) 同上二六六頁にこの書翰の本文を掲載してゐるから、こゝには省略する。但し本文におゐて「申遣ハ」とあるを「申遣ト」と誤讀してゐる外に、署名中島原藩の代表者を脱落し、かつ二ヶ所誤植がある。この英譯及び漢譯があるから、考のため採録する。殊にローマ綴の署名は當時の特長を現はしてゐるから、煩雜を厭はず、紹介する。讀者は本文の姓名と對比されば興味があるらう。

"We have to inform you, that, until the arrival of one who will be appointed by Cho-kei (Emperor) to govern here, the official business will be transacted and violence against your nation and all other matters be protected in conjunction with the officers of all princes staying here and the local officers after the departure of the governor of Nagasaki, so you will please proclaim to your nation to Commerce tranquilly as hitherto and we trust that your nation will also do no violence nor licentiousness against our nation

With Compliments

Mazugata Skezayemon	officer of Satsuma	Eshake Sayemon	officer of Wuwazima
Meyamura Shonojew	" " Higo	Esekawa Gebyemon	" " Semabara
Awata Metzunge	" " Tzikuren	Hattoly Gangoyemon	" " Herado
Esezu Dzorok	" " gaeshew	Seye Karayske	" " Karatzu
Segematzu Gen-a-mon	" " Hezen	Enagaki Gebsayemon	" " Omura
Kenowcoize genby	" " A-tzezen	Nalu Tatawakey	" " Goto
Sasaki Sansiro	" " Tosa	Yakusege Kwuzayemon	Local officer
Iwasaki Namea	" " Tashew	Hesamatzu Toketaro	Local officer

右英文中の誤綴は誤植ではない。なほ漢譯は次ぎの如し。

「茲因長崎鎮尹罷任退崎將來所有公務候奉

朝廷欽旨差到當職蒞任之間現下駐劄崎地諸邦藩臣與本地各該管員役互相酌議業經申飭我國人民使伊對 貴國人民勿得妄爲粗暴之舉一應事務莫敢有違約束以故惟望 貴國人民亦須通爲諄飭莫使恣行妄動勿得致有約束失宜至於貿易之道即如從來安分調理切莫罣礙過慮等情通爲傳示爲要謹此佈告」

英國領事と各藩士との談判の經過については Paske-Smith, op. cit., pp. 177 ff. に領事の "Memorandum" 數通を載録してある。

(註六) 名稱を變更することは人心を一變せしむる上に確かに効果はある。しかし當時の改稱は如何にも拙劣である。一例として運上所改稱の通告を左に示さう。

「運上所之儀以來外國管事役所と稱呼相改め、同所附屬改所を三運上所と相唱へ可申、尤事務取扱方之儀者是迄之通、相替外、儀無之ト此段爲心得相達ト謹言

慶應四年辰六月二日

參謀 楠本平之允

野村 宗七

佐々木 三四郎

葡岡士

セーロレイロ

エスクワイル

二

政府は變つても、貿易の問題は變らない。前期におゐて問題となり、未解決のままに残された銅及び銅錢搬出の問題は依然として厄介な懸案であつた。銅の密輸出を禁ずることの到底不可能なことを知つた時の兵庫縣令伊藤俊介(後の博文)はすでに慶應四年四月十四日付を以つて、銅の輸出を免許制度とし、免許料として五歩の手數料を採る建言をしてゐる。(7) 他方銅錢については、當時銅錢が兵庫から横濱及び長崎に盛んに輸送され、そのために兵庫では流通に差支へるに至つた。元來幕末にあつては長崎の錢價が安く、従つて無條約國で條約に拘束されぬ支那人に依つて盛んに輸出された。その後長崎の錢價が次第に高くなつたため、却つて兵庫あたりから轉送されたものと思はれる。その口實とするところは運賃積と云ふにあつた。慶應四年三月廿二日付、町田民部、井上聞多、大隈八太郎三名連署の書翰に次ぎの如く記してゐる。

"Notwithstanding that the exportation of Copper cash is not allowed since some time before, it is reported the said copper cash is still continually on conveying to the port of Nagasaki & Yokohama from Hiogo under the purport of receiving fright and therefor the peoples of Hiogo are very much afflicted for the scarcity of the said cash consequently it is communicated at Hiogo to the Ministers of the Treaty powers that the shipping of the said cash will be conveyed to the port of Nagasaki & Yokohama under the purport of receiving fright and in the case of smuggling it will be forfeited without regard to any one. —"

以上の文句だと運賃積は認められ、密輸だけが禁じられたやうに解られるが、實は "So you will please to

明治維新直後の長崎

四一 (一三五三)

understand that the same determination will be kept at this port and also please to notice to the Portugsh (?) subject that no shipping of copper cash will be allowed even it will conveyed for receiving the freight to any port at Japan from an other port and in the case of smuggling or shipping privately it will be forfeited without regard to any one." とあるに依つて見れば、如何なる理由に拘らず銅錢の輸出並びに搬出を禁じてゐる。これと關聯して銅についても條約面通りに履行すべきことを三月三十日付を以つて通告してゐる。(8) かくる銅錢搬出禁止は外國人にとつて頗る不便であつたためか、天保錢を銅錢と見做すのかどうかと云ふ問合せをなしたらしく、慶應四年四月九日付、運上所司長の名を以つて次ぎの如く答へてゐる。

「六十八年四月廿九日(太陽曆)附の書翰ニ被申越し天保錢之儀は、銅錢之一種^{不明}にて、銅錢と唱、國民共日々必用之品柄及拂底^い而者雖濫いたし^いニ付、於兵庫各國公使^いは達相成居^い銅錢の廉は、天保錢も一般之事ニ相心得居^いニ付而者、過日及告知^い通、右品輸出は勿論、運賃積といへとも差留^い次第、被致了解度^い、若承伏難被致儀も有^いハ、猶大坂表にて決議可相成、於當港^い右命令相守、輸出運賃とも差留置^い、且右^い付損耗相生し^い迎、於此方^い辨へ遣し^い理更に無^い、此段及回答^い謹言、」

これに依つて見ると、西洋人側は天保錢を銅錢と見ず、銅製品として輸出せんと欲したやうである。前述の如く銅の輸出は禁止してゐるが銅製品の輸出は禁止してゐないからであらう。しかし天保錢は銅錢にあらずとするのは頗る無理である。それにも拘らず外人側では大分これを問題としたらしく、次いで四月廿五日に當局は「當百錢

(Tenpos)の議につき」面談する旨を通告し、(9)さらに廿九日に、町田民部、佐々木三四郎、野村宗七(盛秀)の連署を以つて次ぎの如く通達した。

「今般兵庫表(に)おゐて彼地在各國岡士と談判之上、夫々弊害無之様規則を設け、天保錢ニ限り、日本開港場^い開港場^い積出方、彼運上場^い懸合越^い趣を以、足下と面悟之上申談^い處、兵庫同僚岡士之談判ニ而は決議難致、公使之命令無之而者規則も一定不致旨被申聞^い間、其段兵庫表へ懸合、再議可及^い、依之尙兵庫^い委細之返事懸合越^い迄は、當港(に)おゐてハ天保錢ニ限り、日本開港場何方^い天保錢幾枚積廻度、尤海外^いは決而持越不中、且彼地陸揚之證書之無相違當運上場^い相届可申旨、岡士奥印之證書、其時々本人^い差出^いハ、船積免狀相渡^い様可致^い、尤右天保錢之儀ニ付、兵庫表^い重而懸合越次第尙談判可及^い、此段告知^い、謹言、」

即ち天保錢に限り、嚴重な規定の下に國內諸港への輸送を認めたのである。領事側の文書が全然不明であるために、彼等が如何なる理由から天保錢の輸送を要請したのか全然不明であるが、恐らく國內における錢相場の異同が甚だしかつたことも、その原因の一つであらう。

銅地金の輸出を認可したのは比較的早く、明治二年正月十日(二月二十日)付を以つて各國公使に、「銅輸出之儀は公之入札を以て糶賣にいたし來^い處、今般國內諸件改革いたし、銅之儀も鑛坑産出之數相増候に付、普通品同様貿易爲致候間、元價ニ從ひ五分之稅銀相納輸出不苦候」と通告してゐる。(10)これに反して銅錢は容易に許されず、明治七年三月十七日に至つて、始めて金銀貨同様に海外輸出が認められるやうになつた。(11)これ等銅及び銅錢の

輸出の認めらるゝやうになつたのは、密貿易取締の困難、國內における銅産額の増加並びに幣制の改革、自由貿易的傾向等を擧げることが出来よう。

(註七) 「銅輸出之儀、是迄條約面ニ於テハ我政府より公之入札を以、外國人の賣渡候外不相成段取極有之候に付、稅則書ニ於ても無稅品ニ相成居候處、此節大坂諸商人とも右等之約定ニ不拘、既ニ外國人の賣渡、外國人より運上所免許を請、五歩之運上相拂輸出いたし度段申出候處、運上所ニおゐてハ條約面を犯し免狀差遣候儀難相成甚差支、其處置打拾置候てハ彼等竊ニ致輸出、密商之體ニ相成候而已ならず、第一稅銀も難取立、大ニ政府之損失ニ相成候儀は必然之事ニ付、賣渡候日本商人より運上所へ願上免許を請させ賣渡候都合ニ取計、其上ニて外國人の輸出免狀差遣、五分之稅銀取立候得は差支有之間敷と愚考仕候云々、(大日本外交文書「第一卷第一册五九三―四頁」)。

(註八) "In the Tariff of the Treaty it is said that the copper shall be sold only by the Government, so the surprise of the copper will be sold by public auction at the Custom House in this port hereafter and we have noticed to the peoples of the town that the copper shall be forfeited by the Government, if any person has sold it to any Foreigners without intervention of the Government, so you will please to inform it to all your subjects." としてこれが本「資料」中、銅輸出に關する唯一の文献である。

(註九) 「書翰を以申入ト、就は當百錢之儀ニ付面暗之上申談度義有之ト間、明二十六日午前十字運上所ニ一同御罷出ト様いたし度存ト、謹言、」

(註一〇) 「大日本外交文書」第二卷第一册一〇四頁。

(註一一) 當時の銅及び銅錢輸出に關しては、丸山國雄氏がその最近の論文「明治初年に於ける銅鑛策と銅及び銅錢輸出の解禁」(社會經濟史學「第八卷第五號所載」)にその顛末を述べられてゐる。なほその以前については岩生成一「江戸時代に

於ける銅錢の海外輸出に就いて」(史學雜誌「第三十九編第十一號所載」、矢野仁一「長崎貿易に於ける銅及び銀の支那輸出に就いて」(經濟論叢「第二十六卷第一、二號所載」)等がある。

三

貿易に關する幾つかの資料をこゝで紹介して置きたいと思ふ。

阿片の輸入は徳川時代から爲政者の惱みとなつてゐたが、明治になつても依然密輸されたので、明治政府は各開港場に高札を立て、その輸入を嚴禁した。(12)長崎でも恐らく密輸入されてゐたと思ふが、横濱で密輸されてゐる由を聞き、慶應四年五月十四日付を以つて左の如き警告を發した。

「以手紙申入い、就モ近比各國人之内横濱港ニ阿片持渡い哉ニ相聞い處、右モ兼而被致承知い通り、條約面ニも掲載有之、我國嚴禁之品ニ付、於當港も横濱港(に)おゐて相達しい通り被心得い様いみし度、尤右品密賣買いみし儀モ堅く不相成段、市郷之もの共にも嚴敷相達置い、謹言、」

神奈川裁判所がその管下に令して、阿片賣買を禁止したのは、同年閏四月であるから、(13)それより一ヶ月以上後れて布達したことになる。長崎が何事についても横濱又は神戸に追従する風のあるのは、その中央政府との地理的關係から云つても止むを得ない。

慶應四年、即ち明治元年は水害のため不作であつた。そのために七月十二日に穀物輸出及び轉送を禁じてゐる。

"In consequence of the distress caused by sudden floods in some parts of our country, we have received

an order from "Kioto" to request you to inform all your subjects that not only the export of Rice, wheat, and other grain is prohibited, but also the transshipment of the same between one open port and another."

この年の河川の氾濫が如何なる程度であつたか明瞭ではないが、遠州の天龍川が氾濫し、大損害を與へた。初夏以來雨天勝、度々之出水ニテ、堤切所欠所等出來……去々月(六月)十八日夜烈風雨、稀ナル洪水ニテ、堤數ヶ所押切、欠所並麥牛和久等消失、破損大破出來、御料、私領共數ヶ村流出家等百軒餘、溺死人モ數多有之、天災トハ作申實以可憐事ニ御座候」と井上河内守より辨事役所に届出てゐる。(14)従つて他の河川も増水し、田畑に損害を與へたことであらう。それにしても何故國內の轉送を禁じたのであらう。あるひは轉送を名として海外へ輸出する者のあることを恐れたためかも知れない。明治二年に刊行された加藤弘之の「交易問答」下卷に、「それにまだ壹つ近頃交易のおかげで眼前世の中の大難儀がたすかつた事があるではござらんか。それは何だといふに、例の外國米なんきんまいの一件でござる。若日本に外國米がはいらなからふものなら、それこそ天保七年の飢饉にもまして世の中の難儀といふものはどんなであつたらうか」と云つてゐる。これは恐らく前述せる元年の不作を指したものであらう。

幕末に各藩が西洋諸國から新式の武器や器械類を争つて輸入したことは周知のことであるが、それに關聯していろいろな事件が起つた。輸入に長い年月を要したために、その間に事情が變化して、切角輸入した機械を立腐れにしたり、機械は到着したが、附屬品や技師が不足して運轉出來なかつたりした。今「資料」中にある加賀藩の注文した機械延着から生じた事件の概要を紹介しよう。

加州家がロウレイロに注文した機械が何であるか明かでないが、慶應二年寅二月頃に契約し、十七ヶ月限り引渡す筈であつた。ところが「六馬力丈之器械附屬不致而ハ蒸氣惣用難致旨、歐洲職人より掛合」つて來たのでロウレイロは加州役人に照會したが早速に返事をしない。そこで彼はどうせ無くてはならぬものだと思ふので、七ヶ月半の猶豫を乞ふて、再注文を發した。然るに諸器械は豫定の期限内、即ち慶應二年二月から二十四ヶ月半、慶應四年辰二月中に到着しなかつた。そのためか、加州藩はその機械注文を取消したらしい。そこでロウレイロは未だ期限は切れずとしてこれを公事方に訴訟したらしい。「資料」のあるのは、その書翰にある疑問點を辰五月十九日付を以つて公事方からロウレイロに問合せた書翰である。その判決がどうなつたか十分には解らないが、この期限争ひには恐らく言葉の行違ひがあつたのであらう。又加州藩の方では政局の一變した今日その機械はあまり必要でなくなつたのではあるまいか。しかし結局八月になつて機械類は加州藩に引渡された。

「千八百六拾八年第九月十九日(太陽曆)付之貴札披見いたし、足下と加州士官と約定ありし機械類請取渡之儀談決相成由告知之趣承知、猶入封之約定書をも一見致し、

一約定書中之第三、第四、第五條之儀ニ付、政府保證之儀、加州士官之申立ニ因り、足下ハ雖被申越、右加州一家ニ不限、都多是迄商事ニ付、政府ニおゐて請合ハ義更ニ無之、付多者此節も同様之体ニ付及ハ斷ハ、右承引有之度、此段貴答如斯ニハ謹言

慶應四年辰八月十七日

明治維新直後の長崎

長崎外國官判事

野村 宗七

吉井 源馬

長崎府
外國官
判事印

葡岡士

ゼーローレイロ

エスクワエル

加賀藩とロウレイロと如何なる契約書を取交はしたかは不明であるが、この取引に對する政府の保證を拒絶した書面である。これに依つていろ／＼な推測が出来るが、少なくともロウレイロ側が多少とも加賀藩に對し、不信任の意を有つてゐたと云ふことが出来よう。従つて前述の期限の問題についても彼に有利に解釋出来ないこともない。彼が「十七ヶ月之上ニいまだ九ヶ月ハ不過」と主張したところを見ると、後の六馬力の器械は七ヶ月半に到達するのではなく、より多くの時間を要すると約束したのかも知れない。しかし當時どのくらゐで歐洲から日本に到達したかと云ふに、「航海無難にしても凡四ヶ月餘相掛不申而者日本迄之航海難出來由」と云つてゐる。この點から見れば追註文の分はこちらからの註文の傳達さるゝ時間を加算しても、七ヶ月半なら適當にも思はれる。何れにしても當時彼等の通信交易の設備が懸絶してゐたために、この種の問題はかなり多く起つたものと想像される。當時の外國商人との取引状態を知る一助にもと引例したに過ぎない。

(註一二) 阿片高札については、慶應義塾經濟史學會紀要第一冊「明治初期經濟史研究」第一部口繪及び解説参照。

(註一三) 「復古記」第四册一八六頁。

(註一四) 同上、第六册六七五頁。

四

前にも述べたやうに、貨幣制度の不備のために種々なる問題が惹起された。こゝにこれと關聯する一二の問題について説明したいと思ふ。第一は金札に關する問題である。しかしこれは長崎特有の問題ではなく、中央政府の問題である。金札の發行については各國ともかなりの懸念を有つてゐたらしく、明治元年に紙幣發行の風説が傳はると、何回となく政府に問合せである。(15)しかし問題となつたのは、明治二年二月廿二日、外國商人が金札を以つて納税することを差留められたことである。これに關し外國人の抗議があり、結局四月廿二日迄六十日間は從來の如く許可することになつた。これに關する長崎における通告は次ぎの如くである。

Nagasaki 9th day of 4th month

2nd year Meiji.

Gentlemen

Relative to the payment in paper money to our government by Foreigners conferred to you at our late meeting we beg to inform you that we have received an instruction from the Foreign department at To-o-kei, that all the payments should be made in papermoney from 23rd day of 2nd month last till 22nd of 4th

明治維新直後の長崎

明治維新直後の長崎

五〇 (一三六二)

month (from 4th April till 2nd June 1869), but from 23rd of 4th month (3rd June 1869) in coin, which has been settled on the Conference with all the representatives of the Treaty-Powers at the Foreign department.

The above being carried out at this port from the above date, it is desirable, that you will communicate this your subjects.

With Compliments

Inouye Monta

Nomura Sushichi

Kusunoto Haynojo

To J. Loureiro Esq.

Consul of Portugal.

Hanji of Nagasaki.

この同じ通知は大阪府に對しては三月十八日に外國官から差立てたことになつてゐるから、(16)恐らく長崎も同時に通告され、四月上旬中に到達し、早速四月九日に上掲の書翰を各領事宛に出したものと思はれる。如何にも時間がかゝつてゐるが、當時としては止むを得なかつたのであらう。

次に悪金銀の流通から、動もすれば悪貨が外國人に手に渡り、外國人から良貨と引替を要求され、又はその損害の賠償を求めらるゝことが少なくなかつた。明治二年四月の「公議所日誌」に依ると、外國人の手に落ちたこの種の

悪金銀は大凡六百萬兩に及ぶと云ふ。(17)明治初年における悪二分銀及び二分金の鑄造が種々なる弊害を貿易上に與へたことは云ふまでもないが、他方それに依つて不當の利益を得る者も生じた。明治二年七月十五日、高輪接遇所で三條右大臣以下、澤外務卿、副島、寺島、伊藤、大隈その他が各國公使に面接して、悪二分金引換手續を協定した。その結果次ぎのやうに決定し、翌二十日布達した。

「以手紙致啓上候、然も昨十九日高輪接遇所於の三條右大臣其外官員各國公使は惡貨幣引換一條御約束いふし候事、件左之通、

一 今廿日各國公使の其人民の布告におよび、明廿一日中ニ右人民是迄請取居候貳分金之員數、神奈川裁判所に書出し、來ル廿三日同所ニ於る所持之貳分金改を可受事、尤其當日不差出者も持主之可爲損失事

一 兵庫大坂長崎も來ルニ一ヨルク船便ニの改役人差越、其節各國公使の其地岡士は右之趣書簡を以申越、着船掛直ニ各國人民の布告ニ及、其翌日中ニ員數書出し、又其翌日中ニ可相改事

一 新潟箱館も速ニ陸地ニの改役人可差遣ニ付、其節各國公使の云々已下右ニ準ス
一 貨幣を改候節或も其後ニ至候其疑敷義有之候ハ、帳面可相改事

但日本人民製造せざる之證於有之も引換不相叶事

右之趣可得御意如是御坐候以上(18)

これに依つて各開港場におゐて二分金改めをなしたところ、長崎で一つの事件が起つた。即ち長崎では七月廿六

日各國岡士へ布告し、翌廿七日ニは佛國を除ク之外各國岡士を布告通り人民所持之二分金員數書出し來ル、佛岡士は廿八日朝十時半に持参したので、これを拒絶した事件である。佛岡士デューリイはこれを自國の公使に通達し、直接中央政府に掛合はしめた。その顛末は「大日本外交文書」第二卷第二冊四五二頁に詳細に出てる。かく二分金改をなしたにも拘らず、外國人が贋金銀を蒐集する風聞があつた。それは恐らく彼等が不正の包を作成したらしく、長崎におゐては九月に次ぎの如く布告した。

「此度二分金之内眞贋取調包分候就るへ、以來引換之内正金包を置せ又ハ不正之所業いとし候もの有之候半も難計候間、二歩金包取引之儀ハ其旨相心得、篤と検査いとし取引致すべし、若引換之節ニ到り右等之包有之、願出候とも、右之分ハ決る不引換候事、(19)

「資料」中にある二分金包に關する長崎における事件は恐らくこれに關聯あるものであらう。これに關係する文書は三通ある。要するに新潟改の不正二分金包を拒否した事件である。第一のものは各國領事がこれに對し抗議を申込んだのに對して、返答を與へたものである。不幸にして原文を逸し、英譯のみで、文意やゝ不明である。即ち次ぎの如し。

“(各國領事名略)

Nagasaki 7th day of 10th month

Gentlemen,

2nd Year Meiji.

We have to acknowledge the receipt of your joint letter of the 3rd November 1869, concerning the

Packages of Niboos examined by our Government, and in reply to the same we have to state that, having received already the payment of those Niboos' packages of Hiogo, Osaka and Yokohama at the office for Foreign affairs here, the Hiogo's had never been refused to be opened as there should be no objection at least to receive on each other and open the packages of Niboos stamped at any open Ports as a good one.

—All the packages of bad ones repacked at Hiogo and others are unable to be opened at this ports, but you would be known perfectly well that remainder of bad ones which have been exchanged at every Port, where they repacked, may be done so at Yokohama, consequently, except such one to be declined its exchange at the office for Foreign affairs here, we are using our kind assistance as to be at least no inconvenience on the part of Foreigners in exchanging or opening of Niboos; and had a report it was once happened, that in case of having been taken the Nigata packages of Niboos by some Foreigners to the said office for the same purpose, it was now declined to do so, because the form of Nigata Government's stamp was not yet received here.

Therefore it is incomprehensible to us to be said by you that the officers of the said office are acting contrary to our order and the indirect violation of the regulations.

With Compliments.

明治維新直後の長崎

五二

(一三六四)

Nomura-goi Chigi of Nagasaki
Nakayama-Kuro Hangi of Nagasaki.”

文意不分明ではあるが、賈三分金の新潟包を新潟の印形未到を理由として受領を拒絶したのである。太政官から新潟へ二分金の眞贋取調のため官吏を派遣したのは七月廿二日である。(20)そして八月三日付を以つて新潟裁判所から神奈川裁判所へ二分金検査高調書を送附してゐる。(21)然るに長崎では十月七日になつて、なほその封印の形式を知らぬと云ふのは甚だしき失態である。明治新政府の初政とは云へ、内部の聯絡が頗る悪かつたことを示すものである。この間にあつて悪外國商人が奸手段を弄したことは容易に想像し得るところである。

他の二通の書翰も同じ性質の事件に關するものである。即ち同年十一月五日、葡岡士ロウレイロは新潟包二分判千九百兩包の改方を申出でた。第一のものはこれが承諾の書翰である。(22)然るに持つて來た包を見ると不正のものであつたので包改を拒絶した。然るにロウレイロはこれを取扱者平井義十郎の獨斷と見て、各國領事連名を以つて抗議を申込んで來た。第二の書翰はこれに對する返答である。前文少しく離脱してゐるが、譯文と比較して見ると、全然無くとも差支へない部分である。即ち次ぎの如し。

〔前文缺〕致し置け、然るに其後貳分判外務局に持出されけ以前、新潟包取調の處、毎封之印章同じからず、又各据所轉倒致し居、政府確定之印封と不相見付、平井大屬に令し、右持出之節予之存意を以、改方相斷の儀ニ有之け、

事實右之如く故、決る平井大屬が自己之權力を擅し、一己之所置を以、足下ニ應答いたしけ儀ニ無之け、此段了解被致、新潟包改之儀を横濱之一左右被相待の様致度け、謹言、

明治二年十一月十二日

野村 知 縣 事 長崎
縣印

葡岡士

ゼーロウレイロ 足下

米岡士

ウキルリピーマンゴム 足下

丁・白兼岡士

エツチシキフ 足下

獨岡士

ジイヤットレル 足下

英・埃兼岡士

エ エネスリー 足下

佛・瑞・西兼岡士

エルデユリー 足下

伊岡士

ドツブルユーカイマンス 足下

魯岡士

ゼートツブルユリーブルツゲン 足下

明治維新直後の長崎

かく各國岡士を引連れて抗議をするだけ一層怪しいとも考へられる。この事件は容易に片づかなかつたのではないかと思はれる。日附不明、十一月付を以つて野村知縣事、中山大參事が各國岡士宛に「近日面晤之上決定いたし度事件有之ハニ付、各足下之都合次第、於外務局は集會相成ゆ様」と通知してゐるもの、及び十二月朔日付を以つてロウレイロを呼出してゐるものも、これに關係あるものの如くである。

要するに外國人が贖造二分金を買集めてゐる事實とかうした事件とを關聯させて考へると、明治初年のわが貨幣制度の不備とかうした事務に對するわが政府の不熟練とに乘じ、外國人達がかなり不正の利得を得てゐたやうに推定出来る。

(註一五) 例へば、大日本外交文書第一卷第一冊、四八三、五二五等。

(註一六) 同上、第二卷第一冊五二六頁。

(註一七) 「即今世上一般惡金銀流通シ貿易ノ間此惡金銀外國人ノ手ニ落テ其高凡正金三千萬兩ニ及ブ今其者等ヨリ其公使ヲ訴出此惡金銀ヲ外國官ニ携來良金ト引換ユルカ又ハ其損毛ヲ償フカトイヘリ若シ其説ノ如クスレバ此金大凡六百萬兩ナリ之ヲ辨スルノ道果シテ如何」(同上、七五五頁より引用)。

(註一八) 同上第二卷第二冊三四九頁。

(註一九) 同上、八三二頁。

(註二〇) 同上、四〇八頁。

(註二一) 同上、四五九—四六〇頁。

(註二二) 「今日付之來翰落手致ト、新潟包貳分判千九百兩包改之儀御申越承知致シト、右者野村知縣事存意之趣も有之ト

付、伺定ト上、自是決早々可申進存ト、此段御答如此ト謹言」(外務局長横山又之丞、平井義十郎)。

五

明治になつてからの長崎は最早徳川時代の長崎のやうな重要さはなくなつて來た。外國人の渡來も、支那人を除けば、殆ど増加せず、二百名前後に留まつてゐた。(23)しかし維新直後にあつては、その以前と同様に外國人を廻つて種々なる事件が発生し、當局を悩ましたのである。外國人に雇はれてゐる邦人の處分問題や、(24)外國人に對する暴行事件、(25)殊に有名な浦上切支丹處分問題の如き、單に長崎當局のみならず、中央政府の當局者さへも甚だしく悩まされた問題であつた。(26)

今こゝには長崎における一二の事件について述ぶるに留める。先づ居留地の地代納付に關する問題である。幕府時代から新政府に受け繼がれ、その新政府の基礎の見通しが全然つかぬ時代、殊に舊政府から正式に受けつゝいのかどうか頗る不明であつた慶應四年、即ち明治元年には地代の納付をなさぬ國々が多かつた。僅かに英米兩國が支拂つたのみであつた。慶應四年六月廿二日(太陽曆)に Van de Pol なる者が居留地の修覆を要求してゐるのに對し、地所掛(Land Officers)は五月六日(太陽曆)に次ぎの如く答へてゐる。

"In reply to your letter of 22nd June, regarding the subject, being not yet commenced any repairing for the place in the Foreign settlement, we have to state to you, that we are unable to begin such a repair, as we told you many times, because all the Foreigners, except the British and American subjects, had refused

to pay the Ground rents for the year 1868 from many objection on their parts, and we had never received from them the said rent.

“If we have received the said rent from them under your assistance, we should quickly commence a work for repairing of the places where any repairs shall be required, for we have no reason to refuse after having been by them the said rent.”

この書翰に依れば當局は何回も支拂を督促してゐるにも拘らず、英米兩國以外の者は同年分の地租を支拂はなかつたのである。そこで當局は居留地修葺の要求を直ちに利用したわけである。しかしなほ居留民は支拂ふとしなかつた。そこで當局は兼て問題となつてゐた大浦居留地と出島とを聯絡する三橋を架設することを條件として、至急支拂方を要求した。即ち明治元年十月七日付を以つて楠本平之允、野村宗七、大隈八太郎、井上聞多四名連記で、次ぎのやうな書面を葡岡士ロウレイロ宛に送つてゐる。

“As the non-erection of three bridges which should be made long since to supply the convenience to the passage between “Desima” and the settlement at Ora, give great inconvenience to all passers, therefore if the subjects of all the countries except England and America, will pay the sume of more than \$5,571 at all, due for the ground-rent since last years, the said bridges shall be nearly erected and complete.

“As to the New-Road, it will be a matter to be settled by our Government and the representatives of all the Treaty-powers, we have therefore to request you to communicate with your subjects, that they shall pay the above mentioned-rent to our Government without fail, before the erection of the above bridges might be commenced.”

この書面は單にロウレイロのみならず、英米兩國を除き、各國領事に發せられたものと思ふ。“since last years”が如何なる邦語の譯か明白でないが、恐らく「先年來」と云ふやうな言葉であらう。もしさうだとすれば、滞納は前掲書面に現れたやうに、單に一八六八年分だけではなく、その以前から續いたものと見られる。この書面に對し、ロウレイロは何等の返事も出さなかつたと見え、さらに同じ連名を以つて督促狀を出してゐる。日附は單に十月とあつて不明であるが、月末頃かとも思はれる。

「當月八日附を以、大浦出島通路便宜之ため、三橋架渡之儀文通致置ゆ處、今以返書無之依る足下早々此書翰ニ注意被致、未納之地稅各國合計五千五百七拾壹トルラル急速官納有之度、此段再申進ゆ謹言、」

壹月八日附の書翰と云ふのは存在してゐない。恐らく前掲壹月七日附の書翰の誤りであらうと思ふ。かく嚴しい督促にも拘らず、彼等が容易に納めやうともせず、遷延してゐたのは何故か。少しく憶測を逞うすれば、新政府擁護の英米派と舊幕府援助の佛蘭西派との對立と見られないこともない。英米兩國が納入し、その他の國々が拒否してゐる點などからも推測される。前號所載の拙稿中にも述べてあるやうに、(二〇頁)、從來各國が個別的に支拂はずに、全部纏めて支拂つてゐる。(27)然るに英米だけが納入したとなると、そこに各國領事間に分裂があつたこと

を想像させる餘地がある。

他方又政府が居留地の交通に對し、彼等の要求通りに十分な施設をしなかつたためとも考へられる。それは當局が最後に三橋架設を條件としたこと、並びにこれに依つて地代を納入したらしいからである。地代を納入したと云ふ確實な證據はない。唯十二月朔日附を以つて翌一八六九年度分の地代納入方を通告してゐるからである。

「西洋千八百六拾九年中、居留地々料納方之儀、地所規則第六ヶ條之通、我十二月十日、外國管事役所迄持參相納の様、貴國借地人共は被相違の様いたし度此段申入の謹言、」

以前の分の支拂有無に拘らず、次年度分をも請求することもあり得るから、確實に支拂つたとは云へないが、さう何時までも遷延し續けることも出来まいと思ふ。地所規則第六條には「都て外國人居留地内にて貸渡たる地所の地代は毎年日本十二月十日に來年の分前納すべき事」とある。(註三)これに依れば前述の滞納事件は殆ど一ヶ年近く滞納したわけである。その後については全然資料がない。

(註三) 明治元年以降の外國人數は次の如し。

(從辰正月至十二月)		外國人支那人名前調帳		(外務課) 316/14外/13				
英	米	佛	蘭	李	瑞	葡	支	
明治元年一月	72	40	15	32	19	4	6	296
二月	73	38	15	31	18	4	6	274
三月	72	39	16	29	18	4	7	244
四月	69	45	16	34	21	4	12	255
五月	76	45	16	36	19	5	11	241
六月	73	46	16	37	20	6	11	248
七月	81	44	15	35	21	6	10	208
八月	84	43	11	34	17	6	10	286
九月	88	42	11	32	18	6	10	338
十月	72	40	11	29	19	6	7	362
十一月	79	39	15	32	19	6	9	371
十二月	81	39	15	30	20	6	8	375
合計								574

(明治二年己巳從辰月至十二月)		外國人支那人名前調帳		(外務課居留地取扱) 316/14外/13					
英	米	蘭	佛	李	瑞	葡	露	支	
明治二年一月	80	36	28	18	16	6	8	2	368
二月	82	30	26	18	15	1	7	2	357
三月	77	31	31	16	15	1	6	2	347
四月	74	31	29	16	15	1	6	1	354
五月	79	31	29	17	15	2	6	1	345
六月	76	30	30	17	15	2	6	1	357
七月	80	31	29	16	15	2	6	1	351
合計									581

(八月一十月を欠)

明治維新直後の長崎

十一月	73	23	23	15	21	2	5	1	333	502
(十二月欠)										

(明治三十年) 外國人名前調帳 316/14外/13

年	月	Belgium Australia											
		英	米	蘭	佛	獨	瑞	荷	露	日	澳	支	
明治三年	一月	87	24	23	16	21	2	5	1	1	1	318	497
	二月	94	26	18	14	20	2	5	1	1	1	344	524
	三月	88	29	20	14	25	1	5	1	1	1	365	549
	四月	89	29	20	14	25	1	6	1	1	1	366	553

(註二四) 外國人の使用せる邦人をわが官吏が處分することについて、外國人側から屢々抗議を申出でゐる。こゝには慶應四辰年四月二十九日のわが答辯を掲げる。

「六十八年第五月十二日附之書翰落手披見せり、日本全權其國民を裁許するに託して、外國人の雇へる日本人を連隣り、無界限不差戻、爲其外國人の正理を妨げは不公の所置と被致勘考ト段御申越ト得共、假令外國人より被雇トものたりとも、不審之節有之、此方呼取ト節は、其事件明白に逐吟味ト迄、模様ニより數日留置ト儀も可有之、是は我國の法律に基き取扱ト事故、決して不公平の所置に無之ト、此段尙亦及回答ト、謹言。」

(註二五) 長崎における外國人に對する暴行事件中、舊幕時代の事件で新政府に引繼がれたものとして英吉利軍艦水夫殺害事件は最も顯著なものであるが、それに關しては「大日本外交文書」中に多くの文獻が收録されてゐるから、こゝには未だ一般に知られてないと思ふ一事件を紹介しよう。慶應四年閏四月九日葡人アントニ・ロウレイロが居留地通行の際、武士體の醉漢に襲はれた事件で、領事から嚴重の抗議が提出され、殊に當時入口にゐた警官が何等彼を助くる手段に出なかつ

たことを批難された。これに對し當局は閏四月二十日を以て、極力犯人を探索することを述べ又警官について「You mentioned to us that the Police Officers, standing in that time at the gate, ran inside, instead of coming to the assistance of Antonie Loureiro, so we have examined them but could not find the names of them,—if such Officers, standing at the gate, might be truly the Police, they should never run inside for a reason of which we have previously ordered to them for such an occasion. Consequently we think, on account of Antonie's bewilderment at the same moment, that he could not look at them to see which Office they belong to, which we beg to answer.」と答へてゐる。越えて八月十三日犯人の逮捕及び處分を報じてゐる。少くも長文ではあるが、頗る興味ある文章と思つて敢て此を全文を掲げる。

“We beg to acknowledge receipt of your letter dated 1st June in which you request us to endeavour to arrest and punish a two sworded japanese man because your subject Mr. Antonie Loureiro, on the 30th of May was attacked by him in the settlement.

“We beg to reply that at this moment we have been investigating it, but have not yet fulfilled the searching of him, we have given further orders to attend to it strictly.

“Now it has been discovered that he is a small officer (asigaru) of Matsoura, Hyzenocuni called ‘gunzow’, on the 9th of 4th month of wouru (閏) which he was taking a walk he went to a wine shop of Naminohira, and become so much intoxicated that he does not remember which is his front or his back, and he met your subject on his way home and committed an unlawful action against him, we think this was very disorderly conduct, therefore his country has taken away his salary of rice, and condemned him to exile. We hope you will inform Mr. Antonie Loureiro of this after you have understand it your self.”

アントニーがどの程度の負傷であつたか解らないが、恐らく輕傷に過ぎなかつたやうである。それに比して處罰は重きに失する。なほアントニーについては第六節に述べる。

(註二六) 浦上切支丹事件は信徒の處罰について、各國が嚴重の抗議を申込んだもので、これに關する多くの外交文書は、大日本外交文書第一卷、第二卷に殆どすべて收録されてゐる。明治二年十二月二十五日終に浦上耶穌教徒の移送中止を通告するに至つた、顛末は同書を檢すれば明瞭になる。こゝにはこの中止通告の英譯を掲載して置く。原文は「大日本外交文書」第二卷第三册六五六頁にある。但し各國國士名は省略する。"We have the honor to inform you, that although the Christians at Wura-kami have been sent out from this port since some time, yet we now have ceased this measure according to an order of the Tanno's Government, which we have received."

(註二七) 長崎における「地所規則」第六條に依れば、奉行からコンシユルへ期日より十日前に「何月何日何所誰へ地代可相納段爲相知コンシユルは其儀を借主共へ達し可申事」とあり、又「借主若定日に地代を納る事を怠る時は奉行より其者を支配するコンシユルへ其趣相達すべし、コンシユルは其者早速納銀致し候様急度取計可申事」とある。「條約彙纂」一一七八頁)。これに依つて見れば、地代納入は領事の手を経て、各個人が納入するやうであるが、事實は領事が保證すると共に、直接の納入に當つてゐたやうである。又前記の納入督促状にも見られるやうに、全地代を一括して擧げてゐる點から見ても、各コンシユルが別々に納入せずに、全體一緒に納入したと見られる。

(註二八) 「條約彙纂」同上。

六

最後に當時わが國に在住せる西洋人の一つの型として、從來屢々問題となつたアントニー・ロウレイロに關する

事件を紹介して、この稿を終らうと思ふ。

明治初期に渡來せる外國人中には勿論眞に後進國を誘掖指導せんとした者もなかつた。しかし大多數は極東の弱少國に來たり、傲慢不遜の態度を以つて臨み、その國民の無知に乘じ、種々狡猾な手段を弄し、私利を營む者であつた。アントニーが幕府時代に關稅を滯納してゐたことは、すでに前號に記述したが、その後の彼の態度は一層甚だしいものがある。要するに日本に馴れるにつれて、さうした輕侮の傾向が甚だしくなつたものと思はれる。加ふるに彼の兄が葡萄牙領事であることも、彼をして專横の振舞をなさしめたものと思はれる。しかし彼は貿易上あまり成功しなかつたやうである。彼に關する幾つかの訴訟事件は何れも借財に關するものであつた。

彼の態度がどんなものであつたかは、彼とその邦人雇人勝三郎との訴訟事件に依つても知ることが出来る。アントニーが葡萄牙代理領事フィシユルを通じて、勝三郎に勤方を強制してゐるのに對し、長崎縣外務局長三浦迪吉は明治六年六月四日次ぎの如き回答を與へてゐる。

「五月廿九日御投翰致落掌候、陳者葡萄牙國人アントニーロレイロ元召使勝三郎之義ニ付云々御掛合之趣致了承候、右勝三郎相糺候處、三ヶ年前十月ヨリ翌年正月迄、アントニーロレイロに傭使中、月給授與不致、難澁ニ付暇取候處、猶同人頼談ニ付、本年四月より五月初旬迄被召使、前後之給料並紙代取替共合計貳拾弗八合三夕、干今給與不致、同人に被召使候儀相好不申旨申立候、隨右給料之義ニ付るも過日及御掛合置候通、急速御所分有之度、此段回答如斯御座候以上」

もし勝三郎の云ひ分が正しいとすれば、アントニイの態度は相當圖々しいものと云はなければならぬ。彼の借財に關する事件は二つある。一つは明治六年六月廿五日長崎縣下商人山田屋宗次郎より拾日限りを以つて金百圓を借用して返済せざりしもの、(29)他の一つは同年同縣下商人豊島屋安兵衛より石炭を購入し、代金未拂の分である。後者は屢々催促し、縣當局からも請求し、しかもなほ支拂はず、明治八年末に及んだものである。この種西洋人の態度を知る上によい材料と思ふから、左に紹介する。明治八年十一月二十四日、縣令宮川房之の名を以つて、アメリカ合衆國領事兼葡萄牙代辯領事ウエルビーマンコム(Willie P. Mansue)に宛てた督促の書面は次ぎの如し。(この以前七月廿八日にも長崎縣參事渡邊徹の名を以つて督促してゐる。

「第百六拾六號

以手紙啓上候、陳者縣下商豊島屋安平より葡萄牙國人アントニイロ氏エ係ル石炭代金滯一件及出訴候ニ付、最初明治六年中及は掛合候處、御回答ノ趣モ有之、千八百七拾三年七月八日ヨリ八ヶ月間猶豫ハ則明治七年三月七日迄ニ而滿限ニ付、右逋債ノ金額ニ初發ヨリノ加息返済方、は所分ノ義數回及は掛合候末、該件在東京同國惣領事エ御照會中ノ趣、客歲六月十七日裁判所長ニは接話、爾來猶數次及は催促、右ハ出訴以來既ニ貳ヶ年ヲ經過シ候義ニテ、于今結果ノは所分ニ不至、是迄同惣領事より一應ノは返翰モは接到無之、遷延ニ及候義ニ候哉、原告ニ於テ頗ル困難ノ事情、尙又別紙ノ通訴出候條、至急貴下ニ於テ御所斷成兼候義哉否承知致度、此段は掛合、爲可得は意如斯は坐候以上、

その別紙と云ふのは次ぎの如きもので、一層事情を明かにする。

「 歎 願 書

一明治六年酉六月廿八日、ホルトカル人アントニイロレロ相手取、石炭代殘金請取方之儀御訴訟申上候處、右ハ同人兄セーロレロヨリ拂替請取證書有之趣申上候ニ付、同七月八日同國領事官ニおゐて裁判ニ相成、右請取證書セーロレロ所持致居候ニ付、本國ヨリ取寄セ候往返日數、同日ハ八ヶ月之間、同人ヨリ猶豫願立候ニ付承知仕、右請取證書有之時ハ取寄セ候諸入費、私ヨリ相辨證書無之時ハ右代金請取不足之日ハ利足相加可相渡旨、堅く約定取極ニ相成、然ルニ八ヶ月之後ニ至リ候も證書到來不致、終ニ今日ニ至ル迄貳ヶ年餘延滯罷在、尤右一件ニ付ハ領事官ヨリ外務御役所ニ確書御取置ニ相成、且アントニイロレロ歸國之節ハ引請人相立、領事官ヨリ差免歸國爲致居候得ハ、此事件ニ付ハ相對を以決候儀ニ不及、双方政府之御駈引ニ相成居候儀ニ付、落着迄ハ云々申上間敷奉存候得共、無際限遷延およひ候ハ、誠ニ以難澁仕候間、何卒迅速元利請取方ニ相運候様御所置は下置候様、此段奉歎願候

第一大區三小區材木町七百三拾五番地

明治八年十一月十八日

豊島屋安兵衛 印

長崎縣令宮川房之殿

何程の金額であつたか、何れも明記してゐないから解らないが、恐らく大した額とも思はれない。アントニイ並

明治維新直後の長崎

びに外國官吏のこの事件に對する態度はかなり不遜である。わが官廳の再三の書面に對し返事をも與へず、徒らに遷延策を採つてゐる。アントニイの兄ロウレイロは訴訟當時はすでに葡國領事ではない。彼がアントニイに代金は支拂つたと云つたかどうか不明でない。アントニイの創作かも知れない。もし「ロウレイロハ義氣アリテ、辯舌明瞭、善ク條理ヲ説得ス云々」(30)が確かであるとすれば、アントニイの云ふところは疑はしくなる。又兄領事も共謀してゐるとも考へられる。上記の文献だけから見ると、この代金は支拂はれてないと断定し得るからである。その後この事件がどう解決されたか知らない。この事件が如何に解決されたとしても、それは問題ではない。その経過中に現れた歐米商人及び外交官のわが官民に對する態度を知ればよい。明治初期の外交文書からこの種のを拾ふことは容易である。西洋心酔の旺になると共にわが外交の卑屈さが著しくなる。しかしそれは單に外交當局者だけの罪ではない。實力なき弱小國の外交は今日と雖も變りはない。

(註一九) この事件の文書は次ぎの如し。

「第八拾七號

以手紙致啓上ト、陳者葡葡呀國人アントニイロレ義、縣下商山田屋宗次郎より、第二月二十五日より日數拾日ヲ限、別紙手記證書寫之通、金百圓借用いたし、期限ニ至リ屢返金ヲ促シト得共、于今拂消不致旨訴出ト、因茲同人御糺之上、元利計算書之通、迅速返濟致シ候様御所置相成度、此段御掛合、爲可得御意如斯御座ト以上、

明治六年五月十五日

長崎縣權參事

横山 貞 秀

葡代辯領事

チャルレスエルフィシエル貴下

(註三〇) 前號所載拙稿註九參照。當時わが國に來たれる外國人中惡質の者は少なくなかつたやうである。アントニイ・ロウレイロ以上の者もかなり多かつたやうである。例へば佛蘭西領事デュリイの如きも頗る評判がよくなかつた。

附記 本稿は本誌前號所載「外交文書を通じて見たる幕末の長崎」に次ぐものである。題して「明治維新直後の長崎」と云ふもその維新直後を全般的に記述したものではない。念のため附記して置く。 (昭和十三年九月二十日稿)